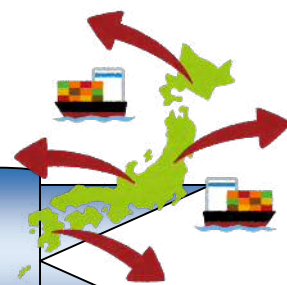


略称「環企貿」

愛知県融資制度〈経済環境適応資金〉

パワーアップ資金【貿易振興・海外展開】①



輸出入を行う中小企業者を応援します！

対象となるかた

1. 輸出品の製造もしくは加工（見込み生産を含む）又は集荷を行う中小企業者
2. 製品の輸入もしくは原材料の輸入を行う中小企業者

※製造業（物品の加工、修理業を含む）又は卸売業に属する事業を営む中小企業者に限る。

制度の概要

資金使途・限度額	<p>輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行うために必要な運転資金</p> <p>1. 輸出資金 (1)輸出業務を行う卸売業者及び輸出品製造業者が輸出品の集荷に必要とする資金、(2)輸出業務を行う卸売業者及び輸出品製造業者が外国から注文を受け、又は貿易商社から注文を受けた輸出品の製造若しくは加工に必要とする資金、(3)輸出業務を行う卸売業者及び輸出品製造業者が見込み生産をするために必要とする資金</p> <p>2. 輸入資金 (1)信用状開設の際必要とする資金、(2)輸入担保荷物の貸渡しに必要とする保証金、(3)一覧払輸入手形の決済資金、(4)ユーザンス手形の決済資金、(5)輸入荷物代金決済に必要とする資金(送金ベース含む。)、(6)製造業者が卸売業者を通じて原材料を輸入するために必要とする資金 <限度額:1,500万円></p>																				
融資期間・利率	1年以内 年0.9%以内(運転資金のみ)																				
信用保証	原則として、保証協会による信用保証を要します。																				
保証料率	<p>中小企業に関するデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、次のいずれかの料率となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.74</td> <td>1.56</td> <td>1.40</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.85</td> <td>0.69</td> <td>0.53</td> <td>0.38</td> </tr> </tbody> </table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38												
返済方法	一時返済(手形貸付)																				
担保	原則として、不要です。																				
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証は不要です。																				
責任共有制度	対象																				
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーアップ資金(貿易振興)に係る計画書[様式第6の1] ・輸出向けの契約もしくは受注、輸入向けの契約もしくは発注を証明する書類 																				
申込先	取扱金融機関の県内各店舗又は愛知県信用保証協会																				
問い合わせ先	<p>[貿易振興について] 愛知県 産業立地通商課 海外展開支援グループ 052-533-6650</p> <p>[制度融資について] 愛知県 中小企業金融課 融資・貸金業グループ 052-954-6333</p> <p>[信用保証について] 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 0120-454-754</p>																				

様式は下記 Web ページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>